

第2期

令和3年度営業時間短縮要請協力金 大村市第2期 (要請期間 8月24日～9月6日)

(様式3-2)

店舗No.

申請する店舗（大村市内のみ）の情報 【開店1年未満の店舗用】

--

法人名 または個人事業主名	
------------------	--

フリガナ		許可番号	長崎県指令			
店舗名			第			号
店舗所在地	大村市	店舗の種類 (許可証に記載の「種別」または「業種細分名」)				
該当する取組内容の□に✓を付けてください	午後8時から翌朝午前5時までの間に営業していましたが、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）し、要請期間中、全ての期間において、酒類の提供は午後7時以降行わないようにしました。 <input type="checkbox"/>					
	午後8時から翌朝午前5時までの間に営業していましたが、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」において認証を受けており（認証ステッカーを掲示）、要請期間中、全ての期間において、午前5時から午後9時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）し、酒類の提供は午後8時以降行わないようにしました。 <input type="checkbox"/>					
備考						

店舗ごとの支給額計算

◎開店日 令和()年()月()日 ※飲食店・喫茶店の営業許可日以降

※該当する計算方法の□に✓を付けてください。

◎中小企業（個人事業主も含む）の場合

A. 開店日～本年8月23日における1日あたりの売上が8万3,333円以下（飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の添付は不要です）

→ 1日あたりの支給単価は、2万5,000円

→ 店舗の支給額 3.5万円 (2万5,000円 × 14日)

B. 開店日～本年8月23日における1日あたりの売上が8万3,333円超25万円未満（飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください）

(注意)売上高は税抜の金額を記載してください。
売上高には、店内飲食での売上のみを計上してください。
※テイクアウトや出前・仕出し、物販等は除いてください。

(1) 開店日～本年8月23日における1日あたりの売上高を算定

・開店日～本年8月23日の売上高合計 (A) _____, _____, _____ 円

・開店日～本年8月23日の日数（暦日数） (B) _____ 日

・(A) ÷ (B) = (C) _____, _____, _____ 円(1円未満の端数は切り上げ)

(2) 1日あたりの支給単価を決定（1日あたりの売上高の3割）

・(C) × 0.3 = (D) _____, _____, 000円(千円未満の端数は切り上げ)

(3) 店舗の支給額

・(D) × 14日 = _____, 000円 (裏面あり)

□C. 開店日～本年8月23日における1日あたりの売上高が25万円以上

(飲食業売上高を確認できる書類(売上帳の写しなど)を添付してください)

(注意)売上高は税抜の金額を記載してください。
売上高には、店内飲食での売上のみを計上してください。
※テイクアウトや出前・仕出し、物販等は除いてください。

(1) 開店日～本年8月23日における1日あたりの売上高を算定

- ・開店日～本年8月23日の売上高合計 (A) _____ 円
- ・開店日～本年8月23日の日数(暦日数) (B) _____ 日
- ・(A) ÷ (B) = (C) _____ 円(1円未満の端数は切り上げ)

(2) 1日あたりの支給単価を決定

- ・(C) が 250,000円以上 → 1日あたりの支給単価は、75,000円

(3) 店舗の支給額

- 105万円 (7万5,000円 × 14日)

◎大企業の場合 ※中小企業(個人事業主も含む)も選択できます。

□D. 開店日～本年8月23日との比較による

本年8月～9月の1日あたりの売上高減少額から算出

(飲食業売上高を確認できる書類(売上帳の写しなど)を添付してください)

(注意)売上高は税抜の金額を記載してください。
売上高には、店内飲食での売上のみを計上してください。
※テイクアウトや出前・仕出し、物販等は除いてください。

(1) 1日あたりの支給単価の上限を算定

- ・開店日～本年8月23日の売上高 (A) _____ 円
- ・開店日～本年8月23日の日数(暦日数) (B) _____ 日
- ・(A) ÷ (B) = (C) _____ 円(1円未満の端数は切り上げ)
- ・(C) × 0.3 = (D) _____, 000円(千円未満の端数は切り上げ)
- ・(D) と 20万円のうち、いずれか低い金額 (E) _____ 円

(2) 本年8月～9月の1日あたりの売上高を算定

- ・本年8月～9月の売上高 (F) _____ 円
- ・(F) ÷ 61日 = (G) _____ 円(1円未満の端数は切り上げ)

(3) 1日あたりの減少額を算定

- ・(C) - (G) = (H) _____ 円

(4) 1日あたりの支給単価を決定

- ・(H) × 0.4 = (I) _____, 000円(千円未満の端数は切り上げ)
- ・(E) と (I) のうち、いずれか低い金額 (J) _____, 000円

(5) 店舗の支給額

- ・(J) × 14日 = _____, 000円

事務局使用欄												
区分				1日あたりの支給単価								
A	B	C	D						000円			
				店舗の支給額								
									000円			